

最高裁秘書第130号

令和7年1月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和5年8月の以下の文書

ア 最高裁判所の既済事件一覧表（民事の上告事件に関するもの）

イ 最高裁判所の既済事件一覧表（民事の上告受理申立事件に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和5年3月26日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第17号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）